

## 4 祇園町南側地区の業種規制

### 4・1 地区内での営業を自主規制している業種

協定締結 平成 14 年 4 月 26 日

最終改正 平成 24 年 5 月 31 日

本地区では、地区の総意による自主業種規制を次のように締結しています。

- ア、無店舗型性風俗営業店、派遣型ファッション店、その他これらに類する「無店舗型性風俗特殊営業」の業種店
- イ、ファッション・エステ店、中国式または韓国式エステ店、その他これに類する擬似「店舗型性風俗特殊営業」の業種店
- ウ、アダルト・ビデオの販売店・閲覧店、またはこれに類する業種店
- エ、インターネットを利用してアダルト画像受信営業を行うインターネット・カフェ、またはこれに類する業種店
- オ、ホスト・クラブ、またはこれに類する業種店
- カ、遊興店等無料案内所、またはこれに類する業種店
- キ、その他、性風俗営業と見なされる営業を目的とする業種店
- ク、暴力団事務所、並びに暴力団が経営若しくは関係する店舗・事務所
- ケ、その他、「祇園の風情・情緒」「商環境・住環境」を損なう虞のあると思われる次の業種
  - ① 葬祭場
  - ② コンビニエンス・ストア
  - ③ 円ショップ、金券ショップ、100 円ショップ、ディスカウントショップ、その他これらに類するもの
  - ④ ハンバーガー店、牛丼店、回転寿司店、持ち帰り弁当店、その他これらに類するファースト・フード店
  - ⑤ ラーメン店、ホルモン店、焼鳥店、炉ばた焼店、その他これらに類する大衆飲食店
  - ⑥ 土産物雑貨店
- コ、床面積の合計が 500 ㎡を超える物品販売店舗、飲食店（但し、お茶屋、既存の建築物の場合を除く）
- サ、金融、証券、保険、その他これらに類する業態の事務所並びにその店舗
- シ、コイン（無人管理）駐車場・駐輪場